

鳥取市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

鳥取市長 深澤義彦

## 鳥取市条例第63号

### 鳥取市職員給与条例等の一部を改正する条例

(鳥取市職員給与条例の一部改正)

第1条 鳥取市職員給与条例（昭和26年鳥取市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項第1号中「310, 000円」を「310, 800円」に改める。

第9条第2項第2号の表を次のように改める。

自動車等の片道の使用距離	月額
5キロメートル未満	2, 000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4, 200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7, 300円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10, 400円
20キロメートル以上25キロメートル未満	13, 500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	16, 600円
30キロメートル以上35キロメートル未満	19, 700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	22, 800円
40キロメートル以上45キロメートル未満	25, 900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	29, 100円
50キロメートル以上55キロメートル未満	32, 300円
55キロメートル以上60キロメートル未満	35, 500円

60キロメートル以上	38,700円
------------	---------

第22条の4第3項中「100分の125」を「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第4項中「100分の105」とあるのは「100分の60」を「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」に改める。

第22条の7第2項第1号中「加算した額に」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の125)」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の60)」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5(特定管理職員にあっては、100分の62.5)」を加える。

第23条の2第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「2,200円」を「2,350円」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年前再任用短時	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700

間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	6	202, 000	248, 900	281, 300	316, 600	341, 300	375, 100	429, 900	494, 100
	7	203, 600	250, 300	282, 200	317, 600	343, 000	376, 600	431, 700	497, 000
	8	205, 200	251, 700	283, 200	318, 800	344, 600	378, 200	433, 500	499, 500
	9	206, 700	253, 100	284, 200	320, 000	346, 200	379, 500	435, 100	501, 500
	10	208, 400	254, 300	285, 200	321, 600	347, 900	381, 100	436, 600	
	11	210, 000	255, 600	286, 200	323, 200	349, 600	382, 700	438, 100	
	12	211, 600	256, 900	287, 200	324, 800	351, 200	384, 200	439, 600	
	13	213, 100	258, 100	288, 200	326, 200	352, 700	386, 100	441, 100	
	14	214, 800	259, 300	289, 500	327, 800	354, 300	388, 000	442, 400	
	15	216, 500	260, 500	290, 800	329, 400	355, 900	389, 900	443, 700	
	16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700	444, 900	
	17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200	446, 100	
	18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400	
	19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700	
	20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900	
	21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100	
	22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900	
	23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700	
	24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500	
	25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100	
	26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700	
	27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300	
	28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900	
	29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600	
	30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400	
	31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800	
	32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500	
	33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000	
	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400	
	35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800	

36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200	
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600	
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900	
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200	
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500	
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800	
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100	
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400	
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700	
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000	
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100		
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		

66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700					
87	266, 500	306, 100	356, 100					
88	266, 800	306, 400	356, 500					
89	267, 100	306, 700	356, 700					
90	267, 400	307, 000	357, 100					
91	267, 700	307, 300	357, 500					
92	268, 000	307, 600	357, 900					
93	268, 300	307, 800	358, 100					
94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					

	96	308, 700	359, 100			
	97	308, 900	359, 400			
	98	309, 200	359, 800			
	99	309, 500	360, 200			
	100	309, 900	360, 600			
	101	310, 100	361, 100			
	102	310, 400	361, 500			
	103	310, 700	361, 900			
	104	311, 000	362, 300			
	105	311, 200	362, 800			
	106	311, 500	363, 200			
	107	311, 800	363, 500			
	108	312, 100	363, 800			
	109	312, 300	364, 200			
	110	312, 600				
	111	313, 000				
	112	313, 300				
	113	313, 500				
	114	313, 700				
	115	314, 000				
	116	314, 400				
	117	314, 600				
	118	314, 800				
	119	315, 100				
	120	315, 400				
	121	315, 700				
	122	315, 900				
	123	316, 200				
	124	316, 500				
	125	316, 800				

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料						
		月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800
								409,200

備考 この表は、医療職給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	305,600	円	415,600	円	470,300	円	566,200	円
	2	307,900		418,300		472,300		572,300	
	3	310,200		420,900		474,200		577,400	
	4	312,400		423,300		476,100		582,100	
	5	314,500		425,600		477,500		586,400	
	6	318,000		427,800		479,200		590,700	
	7	321,500		429,800		481,000		594,100	
	8	324,900		431,900		482,800		597,000	
	9	328,300		434,000		484,600		599,500	
	10	331,800		435,500		486,300		601,800	
	11	335,200		437,000		488,100			
	12	338,600		438,500		489,900			
	13	342,000		439,900		491,700			
	14	345,500		441,300		493,400			
	15	348,900		442,800		495,200			
	16	352,300		444,200		497,000			
	17	355,700		445,500		498,800			
	18	358,800		447,000		500,700			

19	362, 000	448, 400	502, 600	
20	365, 200	449, 800	504, 500	
21	368, 500	451, 100	506, 400	
22	371, 600	452, 600	508, 100	
23	374, 700	454, 000	509, 900	
24	377, 700	455, 400	511, 700	
25	380, 800	456, 800	513, 300	
26	383, 100	458, 200	515, 100	
27	385, 400	459, 500	516, 900	
28	387, 600	460, 900	518, 400	
29	389, 500	462, 300	519, 800	
30	391, 200	463, 600	521, 500	
31	392, 900	465, 000	523, 300	
32	394, 700	466, 400	525, 000	
33	396, 400	467, 700	526, 500	
34	398, 200	469, 100	527, 800	
35	399, 800	470, 400	529, 100	
36	401, 100	471, 800	530, 400	
37	402, 500	473, 200	531, 400	
38	403, 900	474, 900	532, 700	
39	405, 300	476, 500	534, 000	
40	406, 700	478, 000	535, 300	
41	408, 200	479, 600	536, 300	
42	408, 900	480, 800	537, 100	
43	409, 500	481, 900	537, 900	
44	410, 100	483, 000	538, 700	
45	410, 900	484, 000	539, 600	

46	411, 500	484, 900	540, 400	
47	412, 100	485, 800	541, 200	
48	412, 600	486, 600	541, 900	
49	413, 100	487, 300	542, 700	
50	413, 500	488, 000	543, 500	
51	414, 000	488, 700	544, 200	
52	414, 400	489, 300	545, 100	
53	414, 800	489, 900	546, 000	
54	415, 100	490, 600	546, 800	
55	415, 400	491, 200	547, 700	
56	415, 800	491, 800	548, 600	
57	416, 100	492, 100	549, 400	
58	416, 500	492, 700	550, 200	
59	416, 800	493, 300	551, 000	
60	417, 200	494, 000	551, 700	
61	417, 600	494, 400	552, 500	
62	417, 900	495, 000	553, 400	
63	418, 200	495, 700	554, 300	
64	418, 500	496, 400	555, 200	
65	418, 800	496, 800	556, 000	
66		497, 400	556, 900	
67		498, 000	557, 800	
68		498, 500	558, 700	
69		499, 000	559, 500	
70		499, 500	560, 400	
71		500, 000	561, 300	
72		500, 500	562, 200	
73		500, 900	563, 000	

	74		501, 400		
	75		501, 800		
	76		502, 200		
	77		502, 700		
	78		503, 300		
	79		503, 800		
	80		504, 200		
	81		504, 700		
	82		505, 300		
	83		505, 900		
	84		506, 400		
	85		506, 900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		312, 900	356, 500	412, 800	488, 500

備考 この表は、診療所又は保健所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

## 第2条 鳥取市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき次表に定める額」を「支給単位期間につき、66, 400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で定める額」に改め、同号の表を削る。

第22条の4第3項中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第4項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「1

「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」に改める。

第22条の7第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125」、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60」、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を「100分の61.25」に改める。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年鳥取市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の172.5」を「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」に改める。

第4条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の175」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鳥取市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392,000円」を「405,000円」に、「440,000円」を「455,000円」に、「492,000円」を「508,000

円」に、「555, 000円」を「574, 000円」に、「634, 000円」を「655, 000円」に改める。

第10条第4項中「100分の95」を「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」に改め、同条第5項中「100分の87.5」を「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」に改める。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」に改め、同条第5項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」に改める。

(鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鳥取市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第38条を第39条とし、第37条を第38条とし、第36条の次に次の1条を加える。

(給与改定の実施時期等の取扱い)

第37条 この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくは準用することとされる特殊勤務手当条例（これに基づく規則も含む。次項において同じ。）の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、次項の場合を除き、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 この条例の規定（この条例において準用する給与条例又はこの条例においてそ

の定めるところによることとされ、若しくは準用することとされる特殊勤務手当条例の規定を含む。)について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正が年度の中途から施行される場合における規則で定める会計年度任用職員の当該年度中の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 前2項の規定は、第33条第2項において給与条例の規定を準用することとされる短時間会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いについて準用する。

#### 附 則

##### (施行期日等)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の鳥取市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（令和7年4月1日から令和7年1月30日までの間における退職者の取扱い）

3 前項の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和7年1月30日までの間に退職した職員については、改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定は適用しない。

##### (給与の内扱)

4 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鳥取市職員給与条例、第3条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付

職員条例の規定による給与の内払とみなす。